

議案第136号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月27日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「を超える」を「に達した日後における最初の4月1日以後の」に、「2号給」を「昇給しないもの」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。